平成２４年（フ）第６３２号
広島市中区河原町３番14―702号
債務者　上野堂宏昭
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５号
岩手県下閉伊郡山田町八幡町７番５号
債務者　佐々木茂樹
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午前９時50分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第３１４号
静岡県袋井市小山923番地の６
債務者　若月　優子
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１４８４号
神奈川県鎌倉市玉縄３丁目591番地２　郵政大船レジデンス110号
債務者　竹下　夏子
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７３６号
横浜市戸塚区戸塚町5102番地２　ラ・パルフェ・ド・シャテーニュ106号
債務者　白鳥　良太
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８１８号
東京都調布市菊野台３丁目20番地２コーポユタカ５―201
債務者　後藤千恵美
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８４８号
東京都多摩市永山３丁目３番地３―205
債務者　山本　絹代
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８７８号
東京都立川市羽衣町３丁目６番17号
債務者　相澤　紀子
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４４４５号
大阪府東大阪市柏田東町１番７号
債務者　小林　武志
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６０２号
横浜市神奈川区斎藤分町52番29号
債務者　佐藤　千夫
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９７３０号
東京都港区港南３丁目９―50―306
債務者　高橋菜穂子
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７３６号
東京都八丈島八丈町大賀郷718―２
債務者　井城　　正
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７５６号
神奈川県横浜市緑区寺山町620―13―101
債務者　塩田　　博
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７６０号
東京都中野区松が丘２丁目16―５―103
債務者　奥寺ひとみ（旧姓米澤）
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７７０号
東京都中野区野方５丁目27―８―301
債務者　植西　裕也
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７７１号
神奈川県川崎市川崎区日進町１　サンスクエア川崎６―308
債務者　宮本英子こと　柳　　英熙
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部